

辺野古県敗訴確定

最高裁「知事処分違法」 全裁判官が一審支持

名護市辺野古の新基地建設を巡り、石井啓一国土交通相が翁長雄志知事を訴えた「辺野古憲法確認訴訟」の上告審で、最高裁第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）は20日、原告の上告を棄却し立てた棄却する判決を言い渡した。4人の裁判官全員が、翁長雄志知事の辺野古埋め立て承認取り消し処分を違法とした（本紙同高裁那覇支部判決を支持し、原告の敗訴が確定した。補足意見はなかった。（2・3・4・12・13・27・28・29面に関連）

國、年明け工事再開



鬼丸かおる
裁判長

判決を受けて、知事が過
明けにも埋め立て承認取り
消し処分を取り消す。判決
を受け国は埋め立て工事に
向けた準備に速やかに着手
し、天候を見極めながら年
明けにも工事に着手する。
ただ県側は、仲井眞弘多
前知事が下した埋め立て承

- 仲井眞弘多前知事が埋め立て承認処分が、公有水面埋立法（公水法）に違反しているとは認められない
- 翁長雄志知事が埋め立て承認取り消し処分は、公水法の適用を誤っており違法
- 公水法を所管する国土交通相が翁長知事が出した是正の指示は違法
- 翁長知事が是正指示に従わず、違法に取り消し処分を放置している

認処分の撤回や着工破砕許可など知事権限の行使を検討しており、普天間飛行場の移設計画が田舎に進むかどうか不透明だ。

鬼丸裁判長は判決で「仲井眞前知事が承認処分は、公有水面埋立法（公水法）に照らして違法性はない」と判断。翁長知事は違法性のない行政処分を取り消しておらず、公水法の適用を誤っている」と、取り消し処分の違法性を認定した。

国土交通相が翁長知事に処分の取り消しを求めた「是正の指示」については、「法令に違反した法定受託事務の処理を是正するためのもので違法だと判断。その上で、翁長知事は是正指示に従わず、違法に処分を放置してくると指摘した。

その上で鬼丸裁判長は「（辺野古の）埋め立て事業は、普天間飛行場の代替施設を設置するための実施である」と指摘。飛行場の騒音によって周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、新基地などの面

辺野古沿岸部の埋め立てを巡っては、翁長知事が2015年10月、埋め立て承認処分を取り消した。県側は処分の取り下げを求めて県側に是正を指示したが從わなかつたため、今年7月に提訴した。

9月の沖縄那覇支部判決では、「仲井眞前知事が承認に瑕疵はなく、普天間飛行場の騒音被害を除去するには、辺野古に新基地を建設するしかない」と判断。承認取り消し処分の違法性を認めた。

県側は10月、二審判決を不服として地方自治権の侵害などを訴える上告理由書と、一審が公有水面埋立法の解釈を誤っていると指摘する上告受理申し立て理由書を提出していた。最高裁判は12月12日、地方自治権の侵害を訴える上告については棄却の決定を出した。

「処分撤回を」 国交相

右井部一 國土交通相の話
司法判断が確定した以上、沖縄県の翁長雄志知事は違法とされた埋め立て承認取り消し処分を直ちにいく。

琉球新報編集委員会の理解している。撤回やむむ理解している。國交省としては、確定判決や沖縄の国と沖縄県との和解の趣旨に従つて対応していく。

司法と政府に抗議

【諫言】県の敗訴が確定した20日、最高裁判所前や首相官邸前では抗議集会が相次いで開かれた。最高裁判では約150人（主催者発表）が参加。「素知判決を許さないぞ」などと人々に怒りの声を上げた。官邸前にも約400人（同）が結集。「県民の正義を踏みにじるな」など、ショパンコールを繰り返した。



米軍普天間飛行場の辺野古移設問題の上告審判決で県の敗訴が確定し、首相官邸前で抗議する人たち=20日夜

知事、最高裁に「失望」

新基地建設阻止を強調



翁長雄志知事は20日夜、名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立て承認取り消しの違法確定訴訟で、県の敗訴確定を受けて記者会見

し、「深く失望」、憲法違反と最高裁の判断を批判し、取り消すことには「新たなスタート」と断言している。あ

るの手法を用いて、不遜な言葉で辺野古新基地建設阻止に取り組む」と語った

翁長雄志知事は20日夜の記者会見で、オスプレイ連続事故に抗議するため「オール沖縄会議」が22日に開かれた。

一方で、「最高裁は高載那覇支部と異なり『辺野古が唯一』との認定を行ったことはなかつた」と述べ、判決文が新基地建設の軍事的必要性なしに一切、言及しなかつたことを強調した。

翁長は「オスプレイなどの飛んだ」と述べた。

ACO会議無く環境影響評価も無く飛び交っている。絶対に許されないとすれば、稻田朋美防衛相が出席する場合に「打診があれば会談に応じるか」との問い合わせに「全く考えていない」と明確に否定した。

翁長は「オスプレイの飛んでいない」と述べた。

あす墜落抗議集会に参加

翁長雄志知事は20日夜の記者会見で、オスプレイ連続事故に抗議するため「オール沖縄会議」が22日に開かれた。

翁長は「原因究明もままならない(事故から)60日になれるよう思っている」と述べた。(9・28面に関連)

翁長は「原因究明もままならない(事故から)60日になれるよう思っている」と述べた。

翁長は「原因究明もままならない(事故から)60日になれるよう思っている」と述べた。

沖縄タイムス

朝・夕

平成28年12月21日(火) 面掲載

政府与党からの苦言



▶ 3

オスプレイ墜落のインパクト

オスプレイ連続事故

オスプレイ墜落のインパクト
トは大きく、配備を推進して
きた自民党からも防衛省の対
応に注文が付く。日米同盟や
陸上自衛隊のオスプレイ導入
へも影響しかねないからだ。

配備撤回を求める決議などが
議会で可決される懸念とは異
なる懸念が、永田町には渦巻
く。

オスプレイの飛行が再開さ
れた19日、2017年度の防
衛予算の獲得に向け、稻田朋
善防衛相を激励する自民党の
国防部会・安全保障調査会合
同会議で、今津寛安全保障調
査会長は「國民や沖縄県民に
してみたら、どうしてこんな
にオスプレイを早く動かすの
かという思いがある。國民の
皆さんに対する真摯な説明し

陸自配備への影響

てほしい」と要望した。別の議員は「沖縄県は独自に墜落と判断したが間違つていね。あれは不時着水だ。オスプレイの機体に問題はない。日米で統一見解を出すべきだ」と述べた。墜落と不時着では与える印象が大きく異なるからだ。

防衛省も13日の事故直後に開いた幹部会で取り決めて以降「不時着水」という言葉を使う。防衛省関係者は「コントロールして渙氷に着陸した。通信機能があつたのですぐに救出できた」「墜落なり機体がばらばらになる。脱出する準備ができたから乗組員が大事に至らなかつた」などと墜落ではない「根拠」を並べる。

本質は度重なる米軍機の事故によつて県民が不安を抱えることだが、単語の問題にすり替えられる。訓練での出来事として早期収束を狙う

中，在沖米軍トップの「ゴルソン四面調整面の発言が反発の高まりにさわに火に油を注いだ。

防衛省関係者は、航空自衛隊入間基地の所轄機が埼玉県狭山市に墜落し、乗員2人が死亡し、送電線の切断で約80万世帯が停電した事故を挙げた。墜落と不時着では与える印象が大きく異なるからだ。

事故直後は批判されたが、時間がたつと評価する人も現

れた」とし、オスプレイの墜落で「県民にも乗組員にも被害を出さなかつたパイロットは検証後に評価されたとしている。抗議に来た人に対して発言するのはどうか。日本人なりあり得ない」と苦笑う。墜落からの日後、「機体に問題はない」としてオスプレイは再び沖縄の上空を飛んでいた。稻田防衛相は「お母給油で最後まで操縦かんを握つた。事故直後は批判されたが、時間がたつと評価する人も現

り」「P-8Aのような垂直離着陸機能、速さ、長い航続距離をもつて合わせている。島しょ防衛や災害対処の場面などでは重要な役割を担つるもの」とした。

沖縄の理解をうけ得るのか。政府関係者は「誠意を尽くして説明する。北部訓練場の過半の返還など負担軽減を図る。だが、オスプレイの配備撤回と言つている人は少しこなに話しても駄目でしょ」。県民の不安払拭よりも、「日米同盟」が優先される。

(東京報道部・上地一姫)



稲田防衛相（右）にオスプレイの飛行再開について十分に國民に説明するよう求めた今津会長（左）
12月19日 東京・自民党本部

不安解消へ「不時着水」強調

沖縄タイムス

朝・夕

平成28年12月21日(水)2面掲載



名護市長判決に憤る

「基地の重圧考慮せず」

【名護】稲嶺進名護市長

は20日、辺野古違法確認訴訟で原告が確定したことを受け、「弁論の機会さえ与えず、現場の訴えも全く聞かずに審理が行われたのはとても考えられない」と憤った。市役所で報道陣の質問に答えた。

稲嶺市長は、最高裁の判決は「国の言い分を「ゴミ」としたような高裁の判決」を受け入れた内容だと指摘。「沖縄県民がこれまで被ってきた基地の重圧、事件・事故への恐怖の中で生活している現状をうつとも考慮していない。現状を知らずに答えを出した」と述べた。

じられない」と批判した。
翁長雄志知事が知事権限

周辺の文化財調査についても触れ、「(政府は)きちっと行使を検討している」と述べるだらうと期待している。私も名護市ができることを頑張る」と強調。市教育委員会による辺野古島地建設を止めるため頑張つてくれると期待している。

翁長雄志知事が知事権限には「あらゆる手段で新基地建設を止めよう」と強調。市

教育委員会による辺野古島地建設を止めるため頑張つてくれると期待している。私も名護市ができる

ことを頑張る」と強調。市教育委員会による辺野古島地建設を止めるため頑張つてくれると期待している。

とした対応が迫られると思ふ。(埋め立て工事は)簡単にいくはずはない」とけん制した。

時事評論



県と国に協調求める

宜野湾市長、早期返還訴え

【宜野湾】「辺野古遷法

確認訴訟」での県敗訴確定を受け、宜野湾市の佐喜眞淳市長は20日、「法政國家なので（判決は）重く受け止めるべきだ」と述べ、県に対し判決を機に国と協調して米軍普天間飛行場の早期返還を進めるよう求めた。「普天間問題解決に向け政府と争うだけでなく5年以内の運用停止などを一つ一つ前に進めてほしい」と述べた。同市役所で記者団の質問に答えた。

佐喜眞氏は「県に対しあたりの方策を講じて普天間間

飛行場の危険性除去、基地負担軽減をとの要請もやつておいた」とこれまでの経緯を説明。その上で、あらゆる権限行使して辺野古新基地建設を阻止するという翁長雄志知事の現在の政治姿勢が「イコール普天間の返還につながっていくという道筋を市民や県民にも示してもらいたい」と述べ、新基地反対を堅持する県側を強くけん制した。



■ 記者
佐喜眞氏は「県に対しあたりの方策を講じて普天間間

20日、宜野湾市役所

沖縄タイムス

朝・夕

平成28年2月21日(水)2面掲載

最高裁判決 菅氏が評価

「全面的に認められた」

【東京】最高裁判所の判決を受け、官義傳官房長官は20日の会見で「国の主張が最高裁判所によって全面的に受け入れられた」と評価した。翁長雄志知事に埋め立て承認取り消し処分を直ちに取り消すよう

要求。「H事での体制は当然整えてある」として早期に再開する考えを示した。あらゆる手段を行使して辺野古への新基地建設を阻止するとの主張する翁長知事を、「わが国は法治国家であり、今回の確定判決と和解の趣旨に基づいて、県とも話し合ひをしながらH事を進めていきたい」と述べた。

司法法治主義を無視

「国家の暴走」戒めず

国民の権利保障欠如

解説 辺野古違法確認訴訟の最高裁判決は、一審の審理不足を指摘するところなく、上告からわずか約3カ月で県側敗訴を確定させた。仲井真弘多前知事の埋め立て承認処分が国土利用上合理的が争う県側の上告棄却し立てを受理しながら、恣意的な一審判決を明確に修正しておらず、民意に反映された眞の声を十分に聞かず、辺野古新基地建設を急ぐ「國の暴走」を戒めない判決は「法治主義」を無視している。

一審は「北朝鮮が保有する弾道ミサイル・ノドンの射程外となり、沖縄の地理的優位性が認められるとする限りの説明は不合理ではない」と指摘。「普天間飛行場の騒音被害を除去するには、辺野古に新基地を建設するしかない」と辺野古は「論理一論」にまで触れた。こうした一審の判断について、最高裁は何も言及していない。「地理的優位性や「辺野古論」を判断の対象とせず、前知事の埋め立て承認の適法性の一点だけを審理したといふ見方もできない。」
(社会部・国吉聰志) 1面参照

には、辺野古に新基地を建設するしかない」と辺野古は「論理一論」にまで触れた。こうした一審の判断について、最高裁は何も言及していない。「地理的優位性や「辺野古論」を判断の対象とせず、前知事の埋め立て承認の適法性の一点だけを審理したといふ見方もできない。」
(社会部・国吉聰志) 1面参照

主な争点と最高裁の判断

争点	国	沖縄県	最高裁
普天間飛行場の危険を除くため、辺野古埋め立ての必要性は高い。日米間の信頼関係を維持する公益も大きく、承認は妥当	辺野古移設の根拠は乏しく、基地負担の固定化につながる。埋め立ては自然環境に悪影響を与え、承認は合理性を欠く	米軍施設が縮小されることや環境保全策などを考慮した埋め立て承認は不合理でない	最高裁
前知事の承認取り消し処分	承認は不合法で、公有水面埋立法の要件を満たしていない。取り消し制限のケースには当たらない	違法な前知事の承認を取り消したのは違法	最高裁
是正指示への牴牾の有無	期限内に是正指示の取り消しを求めて裁判を起こさない限り、指示に従う義務があった	話し合いでの解決を求めた国地方係争処理委員会の結論に沿っており違法	是正指示は違法で、取り消しを撤回しないことは違法

い。多くの安全保障などの専門家が否定的な意見がある二つの理論を修正すること、法の支配により恣意的な行政を排斥し、国民の権利と自由を保護する「法治主義」の観点から最高裁に求められていた。

や、地方自治体の法定受託業務に関する介入する基準などが争われ、今後の国と地方の関係の道筋をつける重要な訴訟だった。だが、最高裁判決はわずか12禁にどまり、その重要性を認識していたとは言ふ難い。

辺野古唯一追認せず

国土利用上の適正

公有水面埋立法4条1項
1号の「国土利用上の適正かつ合理的」という要件
について、最高裁は普天間飛行場の面積に比べ埋め立てる面積が縮小される」と
ども、新基地の滑走路延長線に住宅がないことを理由に「前知事の判断は違法ではない」と結論づけた。

立てるものの用途が最も適正かつ合理的な公有水面の利用方法を求めたものではない」と判断。「事実の基礎や妥当性を欠くものでない限り、要件に適合するとの判断に瑕疵がある」とは言いがたい」とした。

一方、普天間飛行場の騒音被害や危険性を払拭し、海兵隊の空地一体の運用を維持するには「辺野古が唯一」で、「新基地建設を止めることは普天間の被害を継続するしかない」という高裁判決の判断には触れなかつた。県幹部は「最高裁が明示していない上、新基地が完成すれば戦後71年間の過重負担が沖縄に固定化されると意味がある」と評価している。

主張。埋め立て必要性の根拠は乏しく、1号要件を満たしていないと訴えてきた。

埋め立て後判断せず

環境保全の合理性

最高裁は、環境保全などを求めた公水法4条1項2号の要件について、前知事の判断過程と内容に特段不合理な点はなく、違法や不当はないと判断した。

承認の要件を「埋め立て自体による生じる環境保全と災害防止の問題を的確に把握する」とし、対策が適正に講じられていること」と判示。「埋め立て完成後の利用形態」を対象としなかつた高裁判決に対し、黒は「法令解釈に関する重要な誤り」と主張したが、退けられた。

最高裁判決では都道府県知事は環境に及ぼす影響について、適切に情報収集、予測し、影響を回避、軽減するための措置の検討、措置を講じた場合の適切な評価を、専門技術的な知見に基づいて検討することが求められるとして指摘。裁判所は知事判断に不合理な点があるか、否かという観点から要件適合性を審査するという高裁判決を踏襲した。

最高裁は、前知事が関係市町村長や沖縄防衛局の回答を踏まえ、①講習その他他の工作物の施工②埋め立てに用いる土砂等の性質への対応③土砂の採取、運搬、投入などが現段階で採り得る工法と環境保全対策が講じられている点が不合理ではないと認めた。

前知事承認のみ審査

処分取り消し基準

最高裁は、行政庁が権利や法律上の利益を付与する授益的処分をし、その判断に誤りがあつたとして自ら職権で取り消す場合、授益的処分に違法または不当が認められないときは取り消すこととは許されないと判示した。一審福岡高裁判決は職権取消の要件として「原処分に不当または公益目的違反の瑕疵があるに過ぎない場合には、取消権はそもそも発生しない」として「不

当」は取消要件に当たらぬと判断したが、異側は「不

当の瑕疵を職権取消の理由にならないと解したのは、最高裁判例に反する」と反

論。最高裁は「違法または不当があると認められるかを判断するべきだ」として

不作為の違法性

地方自治法は「法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合」に、大臣は是正指示を行えるとしている。判決ではその意味を「法定受託事務の適正な処理を確保する基準について、「埋め立てる」ためだと解釈。翁長雄志知事が法律の要件を充足するかを判断するのに必要な期

間に違法または不当がある」と判断。「翁長知事の承認取り消しに裁量権の過過ぎていないと主張した。最高裁は国交相が2015年11月に提起した代執行訴訟でも承認取り消しの適否が議論されたことなどを勘案すれば是正指示が出されてから1週間後の16年3月23日を過ぎれば「相当の期間」に当たると認定。この間に指示に従わなかつた知事は不作為の違法に当たるとした。県が国への協議申し入れをもつて不作為の違法性はないと否定したこと、そもそも知事が指示に応じていないと主張、「協議の申し入れは結論を左右しない」と否定した。

相当の期間経過認定

裁判所の不公正明らか



白藤博行氏 専修大教授

最高裁らしき見識が見られない判决だつた。「不作為の違法確認訴訟」は、国の是正の指示に従わない地方自治体を相手に国が起つた訴訟だ。本来、議論を尽くさず、埋め立て承認をした仲井真弘多前知事の判断が適法か違法かだけの審理に収斂させている。国土交通大臣の闇中がどうあるべきかという核心の判断を最高裁は避けてしめた。

埋め立てを認めた仲井真前知事が行政処分を誤つたとして沖縄県民は怒り、翁長雄志知事を選挙で選んだ。翁長知事は第三者委員会の審査を経て、埋め立て承認には瑕疵があると判断し

て取り消した。こうしたプロセスを経て、視した國の関与が許されるなら、地方自治は死んでしまった。

不作為の違法確認訴訟は、本来国のは正指示に従わない」とが違法かどうかの確認に過ぎず、是正指示に従わせる執行力はない。翁長知事には、県民の命と生活を守るために従えないといふ判断があつてもいい。しかし、高裁の裁判長は翁長知事に何度も「負けければ是正指示に従うか」と確認した。地方自治法の制度を無視した、裁判所による行き過ぎた「司法的關与」だ。

地方自治法は1999年に改正され、国と地方の關係は対等・協力關係になつた。協力とは一方的に何かを求める、押しつけることではない。話し合

た。だが、最高裁は係争委の審査を無視し、国の「是正指示から1週間後には不作為の違法となる」と判断した。地方自治は、地域の住民の生き死にに関わる問題だ。裁判官は地方自治法を知らないすぎる。憲法が保障する地方自治をないがしろにしている。

裁判所が「公正で中立な機関」とせ限らないことを思い知らせる判決だ。対等であるはずの地方に國が違法に干与し、司法がスカスカの判決でどどぬを刺して「これが法治国家だ」と宣傳長官に言わせる役割を担う。そんな新しい裁判所しか私たち国民は持たないのか。これをきっかけに考えてみようではありませんか。

（行政法・地方自治法）

い、譲り合ひ、合意するのが協力だ。県は国地方係争処理委員会（係争委）

に審査を申し出て、国との協議を求めた決定内容を尊重し協議を申し入れ

沖縄タイムス

平成28年12月21日(水)2面掲載

知事 民意背に次の手

全権限で新基地阻止

国は年明け工事へ加速

名護市辺野古の新基地建設を巡る違法確認訴訟で、最高裁は原告敗訴と見て渡した。埋め立て承認が復活するとして國による年明けの本体工事着手が現実味を帯び始めた。一方、承認取り消し処分の取り消しを重ねて申請した翁長雄志知事が、敗訴の節回に新基地建設阻止への意を強くした。(政経部・大野伸恭、東京本部・上地一姫) リー画参考

辺野古訴訟県敗訴

“外語翻訳”に興味があるが、得ない國があるのも現実だ。

今後どう出でてくれるのか。撤回をするのか」と次の出方をうかがつた。菅義偉官房

御園は「トボク上院の
やるかじめかなう」と
本音を露す。

三入断面

れ。圓の圖の構図で
みれば、黒は銀鏡に廻ら入
まれた形だ。

「これがが眞理の證ん
張のじんか、力の出じんか
れど。眞理を證明するが

ががった審議官房
長官も判決後の会見で「わ
が国は法治国家で、確定判
決に従つて進む」との回

本言を明かす
今後、県が巡回行商にて
れば工事が止まつた期間

「豊田は、新たにヘタ
ト地頭に立つた」。知事が
敗訴後の会見で、より強調
し、新基地建設阻止に向け
た意図を鮮明化した。

たが、矢張りの口の全
見で敗訴の筋田を「新たな
展開」が始まる口だと表現。
米軍統治下時代、自治権獲得
のために闘つて来た歴史
を振り返り、「眞面目な基础设施
設置念頭で闘つ抜く」と而して
てくる」と強調した。

のよくなきの発言を、県幹部は、この解説した。「新基盤阻止に向けた一番大きなエネルギーは県民の反対の思い。いかに知事がその思いをくみ取れるかが、今後の聞いの肝だ」

「法治國家」を繰り返し、
知事をけん制した。

はかかへた絶対的影響を
県に求めるなど損害賠償
請求も検討し、外題を理る
る。ホスピタリティを受
け関係者は「感謝に詰えて

か心詫想(玉) (藍草部) に詠み詠した。

知識は複数の知識構造を
頭に「ねじゆう構造」で
構成が出来上がる構造だ。思

に前のめりだ。判決を聞いた防衛省関係者は「知事は

なかつた。3月の和解以降、工事が止まつておひ、防衛

「どうか」と淡い期待を込めた。

上記での訓練、墜落事故と
早期の飛行再開など沖縄の
声を無視した米軍優先の強
行訓練が相次ぎ、22日には
北部訓練場返還式典が開か

を使えば確実に工事が止められるが県内部でも研究している段階だという。岩礁破碎許可が切れる3カ月間、「海のしけでどうだけ工事が進めるか」と

「撤回」へ県民投票を

識者評論 最高裁判決 新垣勉弁護士



最高裁判決は1点を除いて、福岡高裁那覇支部判決を踏襲した。是正点は高裁判決が取り消し処分は原処分に「違法」がある場合に限りとされたのに對し、「不当」の場合にも取り消すことができる

と明示した点だけ。県民は同判決を踏まえてさらに前進する道を探らなければならぬ。今取り消し処分は「法的対抗措置」であったが、その基本的性格は民主主義の本質に

立脚した「民意に根ざす対抗措置」であった。最高裁判決は埋め立て承認に「瑕疵」がないことを確認したが、承認が「適切」であつたと認めたものではない。承認に「瑕疵」の存在を疑う合理的な理由があつた以上、翁長雄志知事が第三委員会報告を踏まえて取り消し処分を行い、司法の

判断を待つたことは極めて適切な行為であった。

問題の核心は、前知事の埋め立て承認が県民にとって今後も維持すべき「適切な判断」とされるが、否かにある。県民が埋め立て承認を「不適切な判断」と評価し、取り消さ

」とは明らかで、この状況は

判決後も変わらない。

大の弱點は、埋め立て承認が「違法・不当」があるか否か

だけを判断し、取り消し処分

が「民意」に基づく判断として「適切か否か」を判断して

経過が示すように、法的対抗措置は極めて効果的であつた。昨年10月の取り消し処分

以来、1年余り國の埋め立て工事を中止させた意義は大き

い。引き続き、有効な法的対抗措置を構築することが重要だ。

司法の保守性を踏まえると民

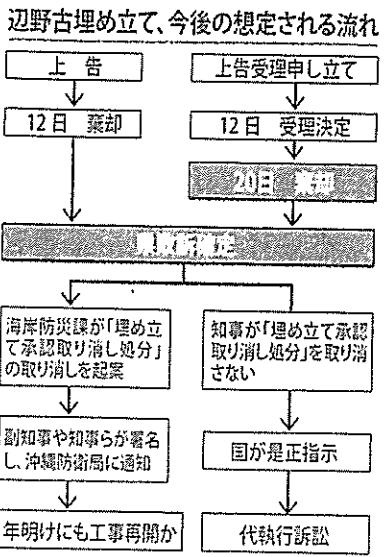
意が歪曲されるおそれがあ

る。

埋め立て承認が「適切であつたか、否か」を問う法的対抗措置として、「撤回」処分認の「撤回」の是非を問う県民投票を行い、それを踏まえ承認後の新知事誕生に伴う政策変更（民意）を理由とするを行う」とも今後の重要な選択肢の一つとなるのではないか

高裁判決・最高裁判決の最

県、事前協議継続要求へ



最高裁での県敗訴確定で、翁長雄志知事は速やかに埋め立て承認取り消し処分を取り消す意向を示した。國海外防災課が起案した。沖縄防災課が起案し、防衛局に工事を進めている。事前協議では実施

付け、沖縄防衛局に通知する。防衛局は工事を再開を急ぐとみられるが、県は「事前協議が終了しておらず、工事はできない」と事前協

議の継続を求める構図だ。県は2013年12月の埋め立て承認時に、留意事項として付した本体工事前の事前協議が終了していないため、防衛局に工事を進めている。事前協議では実施

付け、沖縄防衛局に通知する。防衛局は工事を再開を急ぐとみられるが、県は「事前協議が終了しておらず、工事はできない」と伝えた。防衛局はこの通知を理由

に「協議終了」と一方的に見なし、国土交通省が知事の承認取り消し処分の執行

停止を決め、工事ができるようになつた同29日付で工事着手届を県に提出し、辺

野古での工事を始めた。

その後、事前協議に関する

認を「撤回」を中心とした工

事を止める今後の法的手段

を準備している。

その他にも①来年3月末

に許可期限を迎える岩礁破

碎許可の埋め立て予定区域

に生息するサンゴを移植す

いる。県は事前協議を終了

せず、工事を始めたことは

解説で、工事は中断して

</

つり下げ訓練「中止」

海兵隊大佐 宜野座の宅地上空

【嘉手納】米海兵隊の太平洋基地政務外交部長のスコット・コンウェイ大佐は20日、米海兵隊オスプレイのつり下げ訓練について「宜野座村の住宅地上空で

は今月、米軍はオスプレイで夜間を含む、つり下げ訓練を週回実施。巡回をアールコンと呼ばれるキャンプ・ハンセンの着陸帯撤去と、つり下げ訓練の即時中止を沖縄防衛局などに求めている。

【嘉手納飛行場】
宜野座村城原区の上空で

は今後もしなく」と述べた。
キャンプ・フォスターで、
オスプレイ墜落と飛行再開に抗議する「嘉手納飛行場に關する三社連絡協議会」会議の範囲北谷町

飛行再開へ

副知事抗議

沖縄大使・防衛局長へ

安慶田光男副知事は20

日、県庁に川田司沖縄担当
大使、沖縄防衛局の中嶋浩
一郎局長を呼び、オスプレー
の飛行再開に抗議した。
飛行再開を容認した日本政
府の対応を「米軍の考え方を

最優先しており、極めて県
民不在と言わざるを得ない。
強い憤りを感じる」と
指摘し、オスプレーの即時
飛行中止と配備撤回を重ね
て求めた。

中嶋氏は「県民の不安が
払拭できていないことには
おわび申し上げる」と陳謝
した。その上で「事故の原
因となつた空中給油訓練は
当面見合せせる」とになつ
てゐる」として、理解を求
めた。

海兵隊などに

飛行禁止要請

三連協、墜落に抗議

のではない」と不十分だと指摘。それでも飛行再開したこと、「許されない」と

【嘉手納】北谷町と嘉手納町、沖縄市でつくる「嘉

手納飛行場に関する三市町連絡協議会」（会長・野国昌春北谷町長）は20日、外務省沖縄事務所と第3海兵遠征軍、沖縄防衛局を訪れ、オスプレイ墜落と飛行再開に抗議した。

として、再発防止策の策定と公表、住宅地上空での飛行と訓練の禁止を求めた。野国会長は「米軍でさえ事故原因をこれから検証する課題があると言つており、原因是究明されていない」と指摘した。

防衛省が19日に公表した事故原因について「住民の不安を払拭し得る詳細なも

宜野湾市長米へ抗議

安全確認・再発防止要求

【北中城】宜野湾市の佐喜眞淳市長は20日、米軍キヤンプ瑞慶覧（北中城村など）を訪ね、オスプレイ墜落とその後の飛行再開について「市民が納得できる事故原因や再発防止策の発表がない」と強調。これらの発表と機体の安全が確認されるまでオスプレイを飛行停止にするよう強く求めるとする抗議文を在沖米四軍調整官事務所のスコット・コンウェイ政務外交部長に手渡した。

安全感がある中での再開は率直にお詫びしたい」と謝罪する一方、海兵隊員は常に命を賭して県民に被害が起つたないよう努めていると理解を求める趣旨の発言もあつたという。

憤り反し容認できない」と

強く非難している。市議会

の代表団は同日午後、在沖

米軍や沖縄防衛局に赴き直

接抗議した。

19、20の両日、うるま、

浦添、北谷、金武、北中城

の5市町村議会が墜落事故

に対する抗議決議、意見書

の両案を可決した。

北谷町議会はニコルソン

四軍調整官の「感謝される

べきだ」発言に対する抗議

決議案、意見書案を賛成多

数で可決した。

調整官や米国大統領らの

謝罪、調整官の更迭を求め

ている。

宮古島市議会は19日、抗

議決議案を否決した。

飛行即時停止を決議

宜野湾議会 普天間閉鎖も

名護市安部でのオスプレー
イ墜落事故に対し、オスプレー
が所属する普天間飛行
場がある宜野湾市議会（大
城政利議長）は20日、本会
議を開き、再開されたオス
ブレイの飛行を即時停止す
ることや米軍普天間飛行場
の即時閉鎖返還などを求め
る抗議決議と意見書を全会
一致で可決した。

決議では「市民、県民の
恐怖も冷めやまないうちの
飛行再開は市民、県民の感

県敗訴の構図

・事故では「憲法・国内法」の法体系が「基準・地位協定」によつて大きな制約を受けているのが現実なのである。基地内の事故や環境調査もままならず、自治権が侵害されるケースは枚挙にいとまがない。

「辺野古違法確認訴訟」で県側敗訴が確定した。福岡裁判所那覇支部の判決を最高裁判がほぼ遵認した。

戦後7年余りも、米軍基地からの派生する事件・事故の被害で心も疲れ切っている歴史を一顧だにしないばかりか、今後も基地負担を強いることを意味する中身だ。地方自治の否定もあるからまあである。最高裁も沖縄の意を封じ込めた。

「辺野古違法確認訴訟」の最高裁判決が20日言い渡され、県の上告が退けられた。米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る問題は、この20年で最大かつ重大な局面を迎える。社説特集を掲載します。

辺野古訴訟 最高裁判決を受けて

地から派生する事件・事故の被害で心も疲れ切っている歴史を一顧だにしないばかりか、今後も基地負担を強いることを意味する中身だ。地方自治の否定もあるからまあである。最高裁も沖縄の意を封じ込めた。

地方自治の精神ないがしろ

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を巡り、県が県を訴えた「辺野古違法確認訴訟」で、最高裁第2小法廷（兎丸かおる裁判長）は20日、翁長雄志知事の「承認取り消し」は違法と判断し、県側の上告を棄却した。4審判官の一致した結論だった。

翁長知事は、埋め立て承認の取り消し処分を取り消す手筋をたどる。

だが、来年3月に期限が切れる埋め立てに必要な海底の岩礁破砕許可や、埋め立て区域内から区域外へ移植するサンゴの採捕許可工事の設計・工法の変更に伴う審査など知事権限を最大限行使して新基地建設を阻止する考えだ。

一方、県は今年4月、県と和解が成立して以来、工事がストップしているのとから声聞を急ぐ方針だ。審議官は「日本は法

治国家である。確定却決に従い、県と協力して建設工事を

最高裁は判決で、辺野古新基地の面積が普天間飛行場に比較して相対程度縮小されたことや、環境保全対策が取られていないなどして、前知事の判断に「不合理な点はない」と認定した。高裁判決を踏襲するものだ。だが面積を減らせるべきではない。辺野古新基地には2本の滑走路が設計され、普天間にはない強襲揚陸艦が接岸できる障壁や弾薬搭載工リヤが新設される、沖縄は半永久的に基地の島から連れられない。

県は辺野古新基地の建設を進行するといふことは憲法92条の地方自治の本旨（沖縄県の自治権）を侵害し憲法違反反として上告していた。最

高裁は今月12日付で棄却している。県と地方公共団体との間が「上手・未遂」から「友好・協力」に大幅換した一〇〇〇〇年の地方自治法改正後、初めての訴訟である。最高裁が審理せずに棄却したのは改正の精神をないがしにしてしまったのである。最高裁が審理せずに棄却したのは改正の精神をないがしにしてしまったのである。

最高裁判決が審理するのではなく法違反や法令・判例違反に限られることから、事実認定としては高裁判決が確定する。高裁判決は、「普天間の被害を除去するに辺野古に新施設を建設する以外にない」としたり、北朝鮮の弾道ミサイル「ノドン」をとした取り上げ、對外とあるのはわが国では沖縄などを主張するように「地理的優位性」を強調して批判を浴びた。最高裁判決は「ついに触れなかつた。最高裁判決が弁論を開始せず判決を言い渡すことを決めたからである。ところも納得できぬものではなつて、沖縄では米軍絡みの事件

の法体系が「基準・地位協定」によつて大きな制約を受けているのが現実なのである。基地内の事故や環境調査もままならず、自治権が侵害されるケースは枚挙にいとまがない。

米軍基地は日米地位協定によって米軍の排他的管理権が認められ、国内法が及ぶべきものではない。

民意の軌跡

2012年秋、県企画部が実

する。「全国撤去」と答えた

た。

「辺野古が唯一」だと繰り返

るものだった。

辺野古違法確認訴訟の高裁判

決に「新施設の建設に反対する

民意には沿わない」としても、普

天間飛行場などの基地負担の輕

減を求める民意に反するとはい

えない」と命令よく解釈した一

文がある。

新基地に反対する民衆は一つ

負担の軽減を求める民意は一つ

だ。民意を無視した負担軽減も

あり得ない。

県政の悪いところのない意識

は、人権や選挙権をないが

しかじかねてきた歴史、しまく

とがばの復興など沖縄らしい

大切にする動きとが共鳴しない

ている。

一人一人の心の奥底から発せ

られる「新基地」の声は簡

潔しい大義をつけて当選したの

は、住民意識の変化を決定づけ

施した県民意識調査で、在日米
軍専用施設の約74%が沖縄に
集中する現状に、「割合を超える
人たちが「差別的だ」と回答し

た。

普天間飛行場にオスプレイが
強行配備された時期と重なる
の調査以降、「差別」いう言

人が34%から22%に減った半
面、「本土並みに少なく」は47
%から56%に増えている。

普天間飛行場の辺野古移設を
巡って現在化してきたのは、沖

縄だけに基地を押しつける差別
的待遇への怒りであり、日本安
保の負担の適正化を求める声だ

「新基地建設は許さん」と
の民意は、選舉でも下せ続け

た。

差別的待遇への不満広がる

糸井が沖縄の基地問題を語る(一)

つた。

ワードとして頻繁に使われるよ

うになった。

た。

回りの施設をねたNHK放

送文化研究所の沖縄県民調査か

た。

らも、基地の過重負担を體い民

意を読み取る「人がやめる。

た。

100%と2012年で比較

新基地建設に反対する県民世

た。

論の基調は、10年ぶりに変わ

っていない。

た。

本紙が朝日新聞と琉球朝日放

送(QAB)と共に実施した

た。

15年の県民意識調査では、辺野

古移設を「反対」が66%を上回

た。

「賛成」の18%を大きく上回り

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二)

つた。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

議選、衆院選沖縄選舉区だ。

県知事選で保革双方から支持

た。

辺野古の基地に対する懸念を

糸井が沖縄の基地問題を語る(三)

た。

100%と2012年で比較

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

ていない。

本紙が朝日新聞と琉球朝日放

送(QAB)と共に実施した

15年の県民意識調査では、辺野

古移設を「反対」が66%を上回

た。

「賛成」の18%を大きく上回り

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(四)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

ていない。

本紙が朝日新聞と琉球朝日放

送(QAB)と共に実施した

15年の県民意識調査では、辺野

古移設を「反対」が66%を上回

た。

「賛成」の18%を大きく上回り

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(五)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(六)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(七)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(八)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(九)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十一)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十二)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十三)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十四)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十五)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十六)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十七)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十八)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(十九)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十一)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十二)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十三)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十四)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十五)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十六)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十七)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十八)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(二十九)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十一)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十二)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十三)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十四)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十五)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十六)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十七)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十八)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(三十九)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(四十)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

た。

糸井が沖縄の基地問題を語る(四十一)

た。

新基地建設に反対する県民世

論の基調は、10年ぶりに変わ

環境と埋め立て

湾内に広がるサンゴの森ではカラフルな魚たちが泳ぎ回り、干瀬ではトカゲヘゼが跳びはねる。浅瀬にはジコクンの餌となる海草が生い茂り、湾奥にはマングローブ林が延びる。

辺野古の大浦湾一帯は、琉球列島に広がるサンゴ礁生態系の中でも、特に生物多様性が豊か

報告書をまとめた。翁長雄志知事の埋め立てを承認取り消し、これを受けたものだ。

一つ一つの詳細な検証結果の半分以上をもつたのが「環境の圃場である。報告は国の埋め立て申請が辺野古の海の重要性を低く評価し、環境保全策が科

学的に実効性あるものになつてこそ、そもそも辺野古アセスはオスマレイ配備を最終段階までふせるなど、専門家から「虫上豪華」と言われるほど問題が多かつた。

2012年1月、沖縄防衛局

側が対応できぬことなども挙げ、「懸念が払拭できぬ」と結論つけた。

仲井真氏が埋め立てを承認し

たのは、それからわずか1ヶ月後。承認に至る経過は著しく透

明性を欠き、正当性にも疑惑が生じるものだった。

新墓地予定地は、県の自然環境保全指針で厳正な保護を図る

「ハシケー」に指定され、環境省の「重要海域」に選定された

貴重生物の悲鳴が聞こえる

な地域である。

埋め立てが進み新墓地が建設されれば、私たち「島人の宝」である美しい自然の一つを失うことになる。

昨年7月、環境問題などの専門家からなる県の第三者監査会は、埋め立て承認までの手続きに「法的瑕疵があった」とする

いながらいまだに廃して撤去する。

国の大天然記念物ジコクンへの保護策一いつとも不備は認められることになる。

かだ。国はジコクンが「辺野古地先を利用する可能性は小さい」としたが、実際は環境団体によつて多くの食み跡が確認されている。海豊漁場についても

が出したアセス評価書に対する仲井真弘多前知事の知事意見は57件にも及んだ。「評価書で示された措置では環境保全は不可能」と断じたのだ。

翌年1月、補正後の評価書が出された。翌年1月、補正後の評価書に対しても環境生活部が出した意見も48件に上った。現状では墓地からの派生する環境問題に日本

が起らぬ地域では自然を守ることが優先されるのに、沖縄では県や国の環境政策との整合性を保つことが必要でもない。

私たちが100年後の未来に残したいのは豊かな自然である。米軍墓地建設のため「海の海」を埋め立てるのは最もやつてはいけない愚行だ。



比嘉 順子

なぜ独立したいのかと問われたら「普天間飛行場が辺野古に移設されたら、高江のヘリパッドも含めてオスプレイが飛び交う大規模な新基地となり、派生する騒音や環境汚染は計り知れない。基地のたらい回しであり負担軽減などいは言えない。加

付年賃は、すべての人民の自己決定の権利を認めつつ、あらゆる形態の植民地主義の早期かつ無条件の終結を訴えた。独立運動を武力で抑圧しない」としながら、「すべての権力を住民に委譲するための早急な措置がとりれる」と規定している。

県民投票は、すべての人民の自己決定の権利を認めつつ、あらゆる形態の植民地主義の早期かつ無条件の終結を訴えた。独立運動を武力で抑圧しない」としながら、「すべての権力を住民に委譲するための早急な措置がとりれる」と規定している。

独立し平和国家の道へ

県民投票を行い意思決定

えて」の先の何百年もの間、差別や侮蔑を受け続けるのはまかりならぬ」と答える。

沖縄にある広大な米軍基地は、もともと本土にあったのが住民の反対運動に押され、政治的意図から、米軍統治下の沖縄に移設されたものである。

1960年、国連植民地独立

県民投票で「独立するか否か」を問い合わせ、「独立する」得票数が多くければ独立できる指標となる。

最近ではイギリスが「欧州連合(EU)から離脱するか」の国民投票があり、離脱を選び決定されたのは周知の通りである。

県が2015年1月の統計で

して120億円から推計で386億円に増額している。

普天間飛行場の返還後の直接経済効果は返還前の32倍という試算が、今年5月の新聞に載っている。宜野湾市が3月に作成した冊子では、「一般歳入額に占める基地関係収入は3%台だ。

そのことからも、基地を撤去

して跡地利用を進めた方が経済活性化する。

来年1月には、次期米国大統領ナルド・トランプ氏が誕生する。好機と捉えタイミングを計り「独立」の県民投票をして意志を決定せざるはどじうだろうか。18950年代に琉球国は

米国・フランス・オランダと修好条約を結び国際法上の主権国家であった。先人に貢献つて勇を鼓して独立を勝ち取り、国内の政治経済や国際社会への決定権を持ち、他国の支配を許さない法律で観光税や環境税等の税率や条例制定をして施行する。ちなみに現存する米軍基地を撤退させて国際法にのつとり「非武装の観光リゾート国家」として貿易外交をする。おのずと和平国家への道は開かれる」

とだろう。(川原井市、62歳)

中国無人探水機返す

「5日ぶり幕引き 米は不信感

【北京共同】中国国防部は20日、中国軍が15日に南シナ海で米国の無人水中探査機を奪つた問題で、同海域で20日昼に無人機を米側に返還したと発表した。米国側も返還を確認した。米中の緊張を高めた無人機問題は5日ぶりに幕引きとなつたが、中国軍による異例の実力行使は米国防総省が「公海での不法奪取」と非難する事態に発展。しかしは残りそうだ。

この問題では、トランプ次期米大統領がツイッターで「中国は米海軍の探査機を公海で盗んだ。前例なき行為だ」と批判したのにに対し、中国外務省は調査目的だとして強く反論。中国のトランプ氏に対する不信感を一段と増幅させた結果となつた。

オスプレイ墜落に抗議

漁業団体 防衛局へ「漁脅かされる」



米軍のオスプレイ墜落を受けて、県漁業協同組合連合会(上原會一金農)と県漁業協同組合長会(池田博金農)は20日、那覇市の水産会館に沖縄防衛局職員を呼び、「安心・安全な漁業活動が脅かされる」とは断じて容認できない」として抗議した。原因が究明され

再発防止策が取られるまでは、同型機の飛行の再停止なども求めた。上原金農が防衛局管理部の本多宏光部長に抗議書を手渡した。

(1面参照)

抗議書では「墜落事故が発生した海岸付近では、小型定置網漁や潜り漁が行われており、一部間違えで漁業者を直撃する大惨事」と強調。今年9月の米攻撃機AV-8Bハリアーの墜落事故にも触れ、「立て続けに事故が起きたことは、あくまで米軍の危機管理体制に問題がある」とした。情報開示や漁業への影響調査の実施などを要求している。

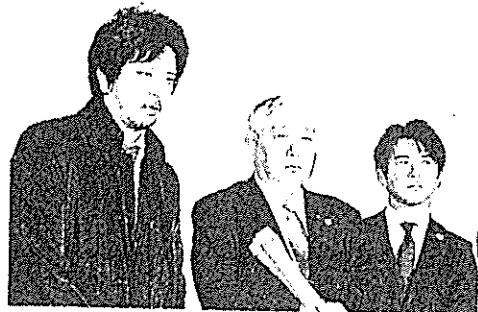
19日のオスプレイの飛行再開についても「海での生産活動に対しての漁業者を著しく警視する」として抗議書を手渡す県漁連の上原金農=20日、那覇市前島・水産会館

抗議の席上では漁業者が事故の原因とされる空中給油訓練規定の見直しや、米軍の飛行訓練区域の情報開示を求める声が出た。本多部長は回局としても米側に情報開示を求めていくとした上で、強く憤りを露げ、「得ない」と抗議した。一方で、強烈な懲りを露げし、漁業への影響調査については「検討する」とした。

「地方自治理解してない」県側代理人

名護市辺野古の新基地建設を巡る「辺野古違法確認訴訟」で、最高裁判側の上告を棄却したことを受け、20日、県側代理人らは東京・千代田区の全国都道府県会館で会見を開き、「地方自治を理解していない」「あつけない判決で衝撃を受けた」と最高裁判決への不満を口にした。

県側弁護団長の竹下勇夫弁護士は、辺野古へ移設しないなら普天間飛行場による被害を継続するしかないなどとした最高裁判決との違いを「裁判所の判断する枠組みではなく、仲井眞前知事の判断についてそのように判断したことには不合理ではない」というような審査の仕方をしている。そこは一見して納得いくものではない」と、「判決黙なると悪く」と述べた。



最高裁判決を受けて、「地方自治を理解していない」と述べた県側代理人ら
=20日午後5時すぎ、東京都の都道府県会館

辺野古訴訟最高裁判決全文

(一回分)

12月26日と1回は読み通しがあった。

前回 知事は記者会見

したが、いろんな打ち合わせもあった。

【冒頭発言（全文）】

不作為の違法確認訴訟における巡回高等裁判所那覇支部の判決を不服として、本日の12月23日に行なった上告審理の申し立てについて、本田・最高裁判所において、上告を異却するとの判決がなされた。

最高裁判所には、法の番人として、少なからぬ充実した論理を経た上で判断をしていただかれるものと期待していたが、あたかも最初の埋立承認が全てであるかの如きの判断を示し、また、是正の掲示などじつも、それを制限する定めがないことを理由に、無制限に地方自治体への権限を認め、國と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断を示してしまった。最高裁判所は、この問題の結論を否認した。

最高裁判所には、法の番人として、少なからぬ充実した論理を経た上で判断をしていただかれるものと期待していたが、あたかも最初の埋立承認が全てであるかの如きの判断を示し、また、是正の掲示などじつも、それを制限する定めがないことを理由に、無制限に地

方自治体への権限を認め、私が短事に就任して以来、政府に対しても「辺野古が唯一の解決策である」という固定観念を抱いており、沖縄県民の声に耳を傾けていただきたいと求めてきた。

今回、最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部では異なり、「辺野古が唯一」との認定を行ひ、いはなかつた。改めて母上がる私でもなく、奥様の理解を得られない。

しかし絶対に許されない。

たゞ私は奥様の不屈の気持が心からのは、今この状況の中でも改めて、新たな展望を思いながら、みんなで心を一つにして頑張っていこうと。いつも気持ちになつておると思つ。でもから私も新辺野古基地は違うせなら、あるいはオスプレイ配備撤回といふ風に決めながら来たのかどうかは、この1・2ヶ月の選択の中でもうだつたのかなどいろいろある。(式典が)明後日に迎ってきていた。

12月26日と1回は読み通しがあった。なおかつオスプレイに関しては、おそらく計画通りとかそういう問題の見解は。

一判決文は12頁とかなり短かつた。体裁、あるいは中身が表面的だったのではないかと思う。全体の形式

はオスプレイのための基地建設は、防衛相がオスプレイが配備される以前から、薦められるが、今までの機種は100機から110機程度であるといふふうに耐えられないほど、新辺野古基地にオスプレイ送り来る

んだよ」これがなんじよであつた。森本さんが年から前に予言した通り、オスプレイは2012・13年にあわしく著書の中に書いてある通りだ。

12機もつ來たといふのは、

朝・夕

沖縄タイムス

平成28年12月21日(水)12面掲載

新辺野古基地が完成した暁には、オスプレイが飛び交うことになる。今回のオスプレイの事故というのを、これは決して看過できるものではなく、そして私がやると断言であるが、そういうたものの原因究明を、今のところせんりと語はしているが、考えれば考えるほどおかしな点があるわけだ。これを一切構わず、安全だという風に話をしたのも残念であるが、もつと残念なのは日本政府がそれをしっかりと検証することもなく受け入れたことに私は大変慨をして、日本の安全保障である意味で戦後70年間背負ってきた県民に、これから以降の方向性は別としても、今あるいろんな事件・事故について説明責任もないよ的なものが、私はこれからのかねなる日本政府と県の信頼関係の欠如につながっていくと思つてゐる。

一 判決を受けて県が権限を行使しても、どんどんカードが切られていく状況が起りしり得ると感じる。墓地建設を止めに当たって、改めて戦略を描いていくのか。

日本全体から言うと地方自治の視点が欠けているもの、それから私たちの民衆がしつかり示されている中でもそのままでいて、いふて民主主義の問題として、大蔵翁根を残すような今の状況だ。

私は法律というか、権限にのつどつてやるというふうにいと、庶民が今日まで培つてきたいらんな思いを肌で感じながら、いろんな工夫をしながらあらゆる手法をつくして新辺野古基地は造らせてないといつかりやっていきたい。何よりもオスプレイの配備撤回は人命に關わる直接のこと。配備撤回については、大きな輪をつくりて頑張っていきたく。

一あるゆる権限を行使しても、同じように裁判や法廷闘争になつて負けの可能性もある。就任した時からこの闘いを続け、世の中が変わった実感はあるか。

知事 節目節目でよ／＼聞かれるが、「建設阻止の方は」厳しくないか」という話も、質問も受ける。しかし2年前の厳しさが必ずると、今の厳しさは厳しくないと思っている。あのときの誰も会ってくれない、分かつてくれない、動じないにも動けない状態が半年近く続いた。最高裁の判決が出たが、闘い、新辺野古は造らせない、オスプレイ配備撤回はいまさに新しいスタートに立ったなど。これからが、県民のふんぱりどころ、力の出し所だと思つてはいる。しっかり裏約しながら私自身は不退転の決意で、公約の実現に向けて頑張っていきたい。

—22日に名護市で、オール沖縄会議が事故を受けて抗議集会を開く。知事も診があると思うが、参加する意向は。

の区切りがついた気がする。しかし、これが何であるかは、私はまだわからぬ。22日には、私は出でて、農民の心が大きくて、一つになれるようなものに、私自身、賛するようだ。それで、このことを書きたい。特にオペラの配備撤回というものは（事故）原因究明もあまならない。（事故発生から）の四日たては飛んでいったたりとも思える。ところは、はじから対応をしなじむけないと見て、いる。22日には、私自身、参加をしたいと思つている。

一高裁判決は國の主張をそのおま迦羅（）と、沖縄の軍事的な地理的優位性だとが海兵隊の必要性だとが指摘した。今回の最高裁判決で抜け落ちた。この点についてはどうか。

知事：触れずに判決を出した。触れない、どうか中止に辺野古唯一とがもろもろ、高裁が出した。私たちから

ついでないところへ入れば、
高裁とは違ひいいわけがない
。この話が弁護士からもあり
た。今のところの私共、國體
に舉上げたどおり、午後
6時前か、5時すぎか。そ
のと並んで(判決文)の内容
が入ってきて。しかしそれ
以外に話し合わなければな
らないことがたくさんあ
り、一回だけば一つと読ん
だだけなので。今はうつし
うじといた理解をしていただき
たい。

今回の返還は既に出来た事
しないといつて、興味
体として出席できないと
政府やある人はアメリカ
日本国民にも知つてもらいたい
たゞといふことから、北部
訓練場がいかにいひつな形
で返還されるのかどうか、
とも命令を見てもらひつい
かりどんを書いてくる。直面
原長官、稻田防衛相、場合
によつてはケネディ駐日米
国大使もおいでになると想
う。そういう場合でも、ね
三行で語り合つてしまひ、いは
全く考えていない。

危険とか、老朽化とかの、中で、真鶴海岸町民のことを考へて、いるような話をしているが、やはり實際上は、軍事的に、普天間飛行場、オスプレイの配備には耐えられないというような状況があると思う。オスプレン配備の撤回と、新辺野古地の建設反対を同時に論じている。

——今後の対応。来日ノメリカで新大統領が誕生する。アメリカ側にどの程度古阻止を訴えるか。
知事 今まで話してきたこと、それを集約する間に、なんとかと思う。日本安保体制、あるいは日米地位協定。もう一度、改めて申し上げたいと思ふ。日米地位協定が沖縄にどうしては法治國家としてあるまじき扱いを受けているかといふことがまた一つ

ナリタヒラバ ハシノヘン
DCJは行つたい薬所薬所で
そうじつた議論もしてみた
い。

が、2月の上旬、中旬といが訪米をする時期と思つてゐる。

一街の話を取材する中で、「知事には裁判所の判決に従わないでほしい」といふ意見もあつた。最高裁の判決に従わないといふ選択肢はなかつたのか。

知事 高裁の法廷でも「裁判所の確定判決には従うか」と云ふ話の中で、これは法廷闘争という中で、「当然、そういうつた判断が下された場合には従つべきであつう」「行政としては当たり前のことだ」と語る

黒民と心を一つにして頑張つていいことが目的達成のために奮闘ではないかと願つてゐる。

一、今まで県として知事
破碎許可やサンクの採捕許可、やあさまな知事権限をもつて洗い出してきた。知事権限と承認の撤回といふのは、まだ知事の頭の中に頭出す手法としてあるか。
知事 私もすつとこの件については語つてはいるが、あらゆる手法とこうことで、新たな手法もあるんだわ、うし、こうころ義理されてくるものもあるだつわ」。とにかく新辺野古新設地を強

張志の外は皆無である。それ以外は皆無である。その風に思つていい。一権限行使で阻止と、知事への損害賠償請求とともに國は考へるやうだ。

が、2月の上旬、中國へいが訪米をする時期と思つてゐる。
一街の声を取材する中で、「知事には裁判所の判断に従わないでほしい」とこの意見もあつた。最高裁の判断に従わないところ選挙肢はなかつたのか。
知事 高裁の法廷でも「裁判所の確定判断には従うか」という語の由で、これは法廷闘争という中で「当然、そういう判断が下された場合には従つべきであつ」、「行政としては当たり前のことだ」と語をしてきた。
今、トマソの形で確定判断が出たときに、法廷で話をしたところ行政としてしっかり踏まえて、そういうものを認めていたので、むしろ大きい、日本国民や、アメリカ国民、政府などにも理解をいただける素材を作つて上に行けるのではないかといふものもある。ですから、こんな見方ができるださうが、私はそういう方向性の中から、しっかりと

黒田と心を一つにして頑張つていい」とが目的達成のために奮闘ではないかと面倒つてくる。

——これまで県として措置破碎許可やサン行の採択許可、やめさまん知事権限を洗い出してきた。知事権限と承認の撤回といふのは、まだ知事の頭の中に頭上にある手法としてあるか。

知事 私もすいつどりの件については話しているが、あらゆる手法といふことで、新たな手法もあるだろうし、いろいろ議論されているものもあるだろうし。とにかく新辺野古墳地を過らせない、オスプレイの配備撤回をしっかりとするため、私自町、不選駄の決意で一つ一つの選択をしっかりとやつていただきたいと思つてゐる。

——(新基地建設) 阻止する手法は、今回の判決には縛られないという考え方。

知事 当然、私が法廷上で話をしたのは、判断を取り消すか取り消さないか。

沖縄タイムス 朝・夕

県関係国會議員コメント

衆院選挙区

し。愛憎の限度を放棄する
ことこそ大罪である。

民意は容認せず

赤穂政賢衆院議員(共産)
基地と県民生活の矛盾に立ち入らずに下した今回の判決は、安倍政権の顔色をうかがつた不当判決。圧倒的な世論で否定された前知事の埋め立て承認を正当化しようとしても、民意は絶対に容認しない。

政府の言うまま

仲里利信衆院議員(無所属) 县が主張した憲法違反を認め、埋め立ての違法判断、国の是正指示の妥当性などを全てが高裁判決の踏襲で政府の言うがままだ。わが国に司法の独立はない。今後は知事権限や住民投票による民意で工事を阻止する。

県と国協力必要

比嘉奈津美衆院議員(自民) 民) 違法確認訴訟の最高裁判決を受けて、今後は和解条項9項目で、県と国は確定判決の「趣旨に従い、協力し、誠実に対応する」と府の規定の下、双方で基地負担軽減に向けて協力していくただきたい。

ひるまずに闘う
み、究極的には沖縄の歴史と民意と尊厳に配慮した対話こそ真の解決手法である。

参院選挙区

ひるまずに闘う

み、究極的には沖縄の歴史と民意と尊厳に配慮した対話こそ真の解決手法である。

衆院比例

原点は危険除去

宮崎政久衆院議員(自民) 司法の最終判断が下された。県と政府も和解で合意した。県と政府も和解で合意したように判決の趣旨に従い協力し対応してもらいたい。原点は普天間飛行場の危険性除去であることを常に忘れず、冷静に未来志向で対応を協議すべきだ。

基地負担を是認

伊波洋一参院議員(無所属) 最高裁判決は公有水面埋立法上の瑕疵に基づく。県長知事の承認取り消しを肯定し、沖縄に基地を押し付ける不当な高裁判決を是認するもので絶対に認められない。新基地建設を許さず、判決に抗議する。

県の提案が焦点

参院比例

政治的解決を

儀間光男参院議員(維新) 想定内の判決だ。ただ、本県の米軍基地は不法接収された経緯があり、その事実は全く顧みられず現行法規で判断が下されるのは矛盾を感じる。政府が県民と向き合つない、基地問題は政治的解決を図るべきだ。

不当判決に抗議

玉城デニー衆院議員(自由) 県民の思いを踏みにじるような不当判決だ。断固抗議する。翁長知事は民意にのつとりあらゆる方法を駆使して、辺野古新基地建設を断念に追い込むべき

対話こそ解決法

国場圭之助衆院議員(自由) 法治国家である日本においては誰しもが予想していた最高裁判決だ。最高裁判決に従わざるを得なくなつた最高裁判決だ。最高裁判決は誰しもが予想している想定内の判決だ。ただ、本県の米軍基地は不法接収された経緯があり、その事実は全く顧みられず現行法規で判断が下されるのは矛盾を感じる。政府が県民と向き合つない、基地問題は政治的解決を図るべきだ。

最高裁は司法権の独立を自らかなぐり捨てた。司法の自殺行為だ。三権分立を否定し、三権一体化せんとする安倍行政独裁政権に屈服した不当判決だ。翁長知事が先頭に正義の闘いで辺野古新基地建設を止める。

照屋寛徳衆院議員(社民) 最高裁は司法権の独立を自らかなぐり捨てた。司法の自殺行為だ。三権分立を否定し、三権一体化せんとする安倍行政独裁政権に屈服した不当判決だ。翁長知事が先頭に正義の闘いで辺野古新基地建設を止める。

下地幹郎衆院議員(維新) 法治国家である日本においては誰しもが予想していた最高裁判決だ。最高裁判決に従わざるを得なくなつた最高裁判決だ。最高裁判決は誰しもが予想している想定内の判決だ。ただ、本県の米軍基地は不法接収された経緯があり、その事実は全く顧みられず現行法規で判断が下されるのは矛盾を感じる。政府が県民と向き合つない、基地問題は政治的解決を図るべきだ。

県内政党コメント

自民党県連

辺野古新基地を阻止しよう。
闘いはじかからだ。

共産党県委

県政の信頼失墜
翁長知事のミスリードで
県が敗訴し法律違反が確定
した。結果として県民の期待を大きく裏切った沖縄県政の信頼が大きく失墜し、裁判費用、今後の損害賠償で県民負担は計り知れず翁長知事の責任は非常に重い。

社民党県連

闘いはここから
戦後71年、基地を押しつけ続けられた沖縄の民意に一切の関心も持たず、政府にこびた司法に失望を禁じ得ない。強圧的手法に屈せず沖縄の未来にかけて必ず

不当判決を糾弾

公明党県本

対立なき解決を
弁論の機会も設定されず
判断が確定されたことは非
常に残念だ。多くの県民が
反対する中、辺野古移設や
オスプレイの配備強行は日

沖縄県の正念場

辺野古新基地まで闘う。
地断念まで闘う。

維新

歴史的な不正義
歴史的不正義の最高裁判決だ。損害を受ける沖縄の人権、自治権を放棄した司法は重大な禍根を残した。沖縄の誇りと歴史と未来を懸け翁長知事と共に辺野古新基地は建設させない。

國民主権に従え

この最高裁判決は、法治国家である日本においては誰しもが予想していたものである。司法の判断が下された今、沖縄県が県民の民意を実現するため、「新たな提案」を日本

米同盟そのものに大きな影響を与えるかなどではない解決策を切望する。

自由党県連

両政府に示せるかどうかの正念場だ。

社大党

世論無視に怒り

國民主権を無視し弁論の機會すら与えず下された判決に満身の怒りをもつて抗議する。国の主張を丸ごと認めめた不当判決は地方自治のあり方すら無視した不公平な最高裁不当判決を糾弾する。71年間不屈に闘い続けた県民は怒りを力に変え

の対象とされた上で、①護岸その他の工作物の施工、
②埋め立てに用いる土砂等
の性質への対応、③埋立土
砂等の採取、運搬および投
入、④埋め立てによる水面
の陸地化において、埋設階
段が講じられており、更に
災害防止にも十分配慮され
ている一として、本件埋立
事業が第2号要件に適合す
るとの判断がなされている。
(5) 爰長知事は、15
年10月13日、本件埋立承認
には本件埋立事業が第1号
要件および第2号要件に適
合しないにもかかわらず、
れども適合するとした瑕疵
(瑕疵)があつたとして、
本件埋立承認取り消しをし
た。

(6) 公有水面埋立法
に基づく都道府県知事によ
る埋め立ての承認は法定受
託業務である(地方自治法
2条9項1号、公有水面埋
立法51条1号)。石井国交
相は、本件埋立承認取り消
しが違法であるとして、15
年11月17日、地方自治法2
45条の3第3項に基づき、
本件埋立承認取り消し
の取り消しを行るべきと
を命ずる旨の裁判を求める
訴え(以下「前件訴訟」と
いう)を提起した。

前件訴訟は、16年3月4日の和解期日において、訴えが取り下げられたことにより終了した。

(7) 石井國交相は、本件埋立承認取り消しが違法であるとして、16年3月16日、地方自治法245条の7第1項に基づき、沖縄県に対し、本件埋立承認取り消しの取り消しを求める本件指示をした。本件指示に係る書面には、同書面が到達した日の翌日から起算して1週間以内に本件埋立承認取り消しを取り消すべき旨の記載がされていた。

(8) 翁長知事は、本件指示に不服があるとして、16年3月23日、地方自治法250条の13第1項に基づき、国地方係争処理委員会に対し、審査の申し出をした。

(9) 国地方係争処理委員会は、16年6月21日、翁長知事および石井國交相に対し、国と沖縄県が普天間飛行場の返還として共通の回憶の書類に向けて真剣に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をする」とが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解をもつて審査の結論とする旨の決定(以下「本件審査会決定」といふ)を通知した。

(10) 翁長知事は、本件審査会決定の通知があつた日から30日以内に本件指示の取り消しを求める地方自治法255-1条の5所定の訴え提起せず、かつ、本件埋立承認取り消しを取り消せなかつた。そこで、石井国文相は、16年7月22日同法255-1条の7第一項に基づき、本件訴えを提起した。

第2 上告受理申立て理由第3の1、第6及び第7について

1 本件においては、翁長知事が本件指図に係る措置として、本件埋立承認取り消しを取り消せないことをが違法であるとの確認が求められている。本件埋立承認取り消しは、前知事がした本件埋立承認に瑕疵があるとして翁長知事が職権でこれを取り消したというものである。

一般に、その取消しにより、名宛人の権利、または法律上の利益が害される行政の処分につき当該処分がされた時点で、瑕疵があることを理由に当該行政が職権でこれを取り消した場合において、当該処分を職権で取り消すに足りる瑕疵があるか否かが争われたときは、この点に関する裁判所の審理判断は、当該処分

がされた時点における事実に照らし、当該処分に違反または不当(以下「違法性」という)があると認められるべきだ。

そのような違法等があると認められないときには、行政方が当該処分に違法があることに理由としてこれを職権により取り消しても許されず、その取消しは違法となる。

したがつて、本件埋立承認取り消しの適否を判断するに当つては、本件埋立承認取り消しに係る翁長知事の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその乱用が認められるか否かではなく、本件埋立承認がされた時点における事情に照らし、前知事がした本件埋立承認に違法等が認められるか否かを審理判断すべきだ。本件埋立承認に違法等が認められた場合は、翁長知事による本件埋立承認取り消しは違法となる。

2 (1) 公有水面埋立法は、42条1項において、国が行う埋め立てにつき、当該事業を施行する官庁が承認の要件が同条3項において準用する同法4条1項により定められている。

同項が、同項各句の要件に適合するに認める場合を除いては埋め立ての承認または免許（以下「承認等」という）をすることが、あくまでもなにかを定めてくることなしに照りすべし。同項各句は、上記承認等が都道府県知事の裁量的な判断であることを前提に、上記承認等をするための最小限の要件を定めたものと解される。同項各句の規定はこのじと踏まえて解釈されるべきである。

(2) 公有水面埋立法

4条1項1号の「國土利用上適正且合理的ナル「ア」」という要件（第一号要件）は、承認等の対象とされた公有水面の埋め立てや埋め立て地の用途が国土利用上の観点から適正かつ合理的なものであることを承認等の要件とするものと解される。

その審査に当たっては、埋め立ての目的および埋め立て地の用途に係る必要性、および公共性の有無などを考慮する。このより得られる国土利用上の効用、埋め立てを実施するなどにより得られる程度に加え、埋め立てを実施するなどにより失われる国土利用上の効用等の諸般の事情を総合的に考慮することが不可欠だ。

埋め立て滑走路延長線を海域とするところより、航空機が住宅地の上空を行ふことが回避されると、おむづち本件新施設等が既に米軍に提供され、キャンプ・シウワの第一を利用して設置されるものである」と一等に限りし、埋め立ての規模および位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が第一号要件に適合すると判断した。

(3) また、公有水面

理な事があるか否かとどう

したがって、本件埋立事業

基づく政令に係る都道府県

の法定受託事務の処理が法

令の規定に違反していると

は、上記の結論を左右しな

い。所論は採用する」とが

埋立法4条1項2号の「其
ノ埋立方環境保全及災害防

止」付分配應セラレタル

モナルコト」との要件

(第2号要件)

は、公有水

面の埋め立て自体により生

じ得る環境保全並よひ災害

防止上の問題を的確に把握

するとともに、これに対す

る措置が適正に講じられて

いることを承認等の要件

であるものと解される。

その審査が適切に行われた

ことは本件についてみ

るとおり、本件埋立事業が

第2号要件に適合するか否

かは沖縄県が定めた審査基

準に基づいて検討されてい

ることから、この審査基準に

特段不合理な点はないがわ

れない。

また、前記第一の2(4)イ

アおよびイのとおり、前記

事は、関係市町村長および

関係機関からの回答内容や

沖縄防衛局からの回答内容

を踏まえた上で、本件埋立

事業が第2号要件に適合す

るか否かや、事業の実施に

より生じ得る環境への影響

を回避または軽減するため

て適切な予測がされてい

るか否かについて適切に情

報が収集され、これに基づ

いて適切な措置が講じられてい

るか否かや、事業の実施に

埋め立ての実施が環境に及

ぼす影響について適切に情

報が収集され、これに基づ

いて適切な予測がされてい

るか否かについて適切に情

報が収集され、これに基づ

いて適切な措置が講じられてい

るか否かについて適切に情

報が収集され、これに基づ

いて適切な予測がされてい

るか否かについて適切に情

報が収集され、これに基づ

いて適切な措置が講じられ

るか否かについて適切に情

報が収集され、これに基づ

埋め立て承認取り消し以降の動き

2015年	▶翁長雄志知事が辺野古の埋め立て承認を取り消し。記者会見で「承認には瑕疵があり、取り消しが相当」と説明した
10月13日	▶沖縄防衛局が国交相に行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立て
14日	▶石井啓一国交相が承認取り消しの「執行停止」を発表。「移設事業の継続が不可能となり、周辺住民が被る危険性が継続する」
27日	▶閣議で国が地方自治法に基づき沖縄県知事に代わって埋め立て承認取り消しを取り消す「代執行」手続き着手を決定
28日	▶執行停止を受けて沖縄防衛局が工事着手届を県に提出 ▶国交相が代執行手続きとして承認取り消し処分を取り消すよう是正勧告の文書を発送
29日	▶防衛局が辺野古での埋め立て工事に着手
11月2日	▶県が執行停止を不服として国地方係争処理委員会へ審査を申し出
4日	▶キャンプ・シュワブのゲート前に警視庁機動隊を初導入
6日	▶県が国交相に対し、公開質問状と是正勧告を拒否する回答文書を発送
9日	▶国交相が県に是正指示の文書を発送
11日	▶翁長知事が会見で是正指示拒否を表明
17日	▶石井国交相は承認取り消しを違法として、知事を相手に代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に起こした。知事は「違法と決めつけられないわれはない」と争う姿勢
12月2日	▶翁長知事は代執行訴訟の意見陳述で、新基地建設を強行する政府を「米軍施政権下と変わらない」と批判
24日	▶国地方係争処理委が執行停止を不服とする翁長知事の審査申し出を却下
25日	▶翁長知事は国交相の執行停止を違法として、取り消しを求める訴訟を那覇地裁に提起
16年1月8日	▶代執行訴訟の第2回口頭弁論
19日	▶県の申し出を却下した係争委の決定を不服として、翁長知事は国の関与の取り消しを求める訴訟を提起すると発表
29日	▶代執行訴訟で、福岡高裁那覇支部の多見谷寿郎裁判長は国と県に和解を勧告
2月15日	▶翁長知事は代執行訴訟の本人尋問で「埋め立て承認は法的瑕疵がある」と主張。県側は和解に前向き姿勢を伝える
29日	▶稻嶺進名護市長が代執行訴訟の証人尋問で「地方自治の原理に反する」と国を批判
3月4日	▶国と県が和解。国は埋め立て工事を中止し、代執行訴訟を取り下げ。県も抗告訴訟を取り下げ、双方が「協議を進める」ことで合意
7日	▶国は翁長知事の埋め立て承認取り消しを違法として、処分を取り消すよう是正指示
14日	▶県は国のは是正指示に理由が記載されていないとして、係争委に審査を申し出
16日	▶国はは是正指示を再提出
23日	▶和解後初の政府・沖縄県協議会 ▶県はは是正指示を違法として、係争委に審査を申し出
4月14日	▶政府と県の初めての作業部会。辺野古沿岸のフロート撤去などを協議
22日	▶翁長知事は係争委で意見陳述。「戦後70年以上、重い基地負担を負わされ続けた沖縄に新たな基地を造る必要があるのか」
6月17日	▶係争委はは是正指示が適法か、違法かを判断せず、議論を終結。「国と地方のあるべき立場から乖離している」と指摘
24日	▶翁長知事は安倍晋三首相に文書で協議を求める
7月12日	▶翁長知事は石井国交相に法廷闘争ではなく、協議を求める文書を発送
21日	▶翁長知事就任後初めての普天間飛行場負担軽減推進協議会。佐喜眞淳宜野湾市長は夜間の騒音対策の取り組みを求める ▶和解後2度目の政府・沖縄県協議会。菅義偉官房長官は翁長知事に提訴の方針を伝える
22日	▶石井国交相はは是正指示に従わないのは違法として、知事を相手に不作為の違法確認訴訟を福岡高裁那覇支部に提起
8月5日	▶翁長知事は違法確認訴訟で「国は地方自治を軽視している」と意見陳述
19日	▶違法確認訴訟は第2回口頭弁論で結審。翁長知事は本人尋問で「辺野古問題は協議で解決するべきだ」と訴えた
9月16日	▶違法確認訴訟で福岡高裁那覇支部は知事の承認取り消しは違法と判断。国の主張を全面的に認め県が敗訴
23日	▶県が高裁判決を不服として最高裁へ上告
10月3日	▶県が上告理由書と上告受理申し立て理由書を提出
12月20日	▶最高裁で県敗訴確定

話題

オスプレイ墜落60人抗議 嘉手納第1ゲート前

米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイが名護市安部の海岸に墜落した事故に対する抗議集会が16日、嘉手納基地第1ゲート前（北谷町）であった。集まった約60人が「オスプレイを撤去せよ」「軍事基地撤去」とシュプレヒコールを上げた。第3次嘉手納爆音訴訟原告団、沖縄平和運動センター、中部地区労の共催。

原告団の新川秀清団長は「これが『不時着』ならば、不時着するだけでバラバラになるような機体で上空を飛んでいるのか」と、墜落を認めない米軍や

政府の姿勢を皮肉った。「オスプレイだけでなくすべての基地をなくすしかない」と断言すると、参加者から拍手が沸いた。

自治労県本部の砂川真二調査部長は四軍調整官の「感謝」発言について「県民のことをまったく考えていない」と批判。沖教組中頭支部の根間秀雄書記長は「抗議を無視して米軍はつり下げ訓練し、その後に墜落した。オスプレイ撤去を強く求めると」とした。



墜落事故に抗議し「オスプレイ撤去」のシュプレヒコールをする人々=16日、北谷町砂辺の嘉手納基地第1ゲート前

沖縄タイムス

朝夕

平成28年12月21日(水)26面掲載

ことし県内にぎわせた言葉は

沖縄版・流行語大賞2016

タイムスHPで投票受け付け

沖縄タイムスは20日まで
に、ことし1年を象徴する言
葉に19語を「沖縄版・流行語大
賞2016」にノミネートし
た。19語の候補の中から、特
に印象に残った言葉を多くの
県民や読者に投票してもら
い、大賞を決定する。結果は
後日、紙面やホームページ(H
P)で紹介する。投票の締め
切りは25日午後6時。

現在、タイムスのHPに「沖
縄版・流行語大賞2016」
の項目を設け、広く一般の投
票と理由などの記入を呼び掛
けている。複数投票もできる。
併せてファックスでも投票を
受け付ける。選んだ言葉(複
数可)と理由、性別・年代を
明記し、編集局社会部宛てフ
ックス098(860)3483まで。

沖 縄 版 ・ 流 行 語 大 賞 候 補	「土人」「シナ人」発言
	クラウドファンディング
	ゆいレール昇降機
	子どもの貧困
	のあちゃん・ひまりちゃんを救え
	サメ出現
	熊本支援(がまだすばい)
	違法確認訴訟
	雪観測
	ブラック労働
	LGBT
	不当弾圧
	世界のウチナーンチュ
	苦渋の選択
	Bリーグ開幕(GO!GO!キングス)
	ウィルチェア(車いす)ラグビー
	空手五輪種目
	オスプレイ墜落?不時着?
	感謝されるべきだ

(沖縄タイムス選定)

「生存権否定する判決」

オール沖縄会議 東京で緊急集会

【東京】辺野古新基地を

けた。

(1面参照)

造らせないオール沖縄会議
主催の「辺野古最高裁判決
緊急報告集会」が20日夕、
衆院第1議員会館であつた。市民ら約300人が詰
め掛け、県側代理人の竹下

勇夫弁護士の解説に耳を傾
いたのに、残念な結果しか
報告できなくて大変申し訳
ない」と悔しそうにじませ
た。

最高裁の判断は「地方自
治法の趣旨に全く無理解
で、極めて残念な判決」と
指摘。地方自治法に規定さ
れた国地方係争処理委員会
への審査申し出さえも否定
する内容に「全く納得でき
ない」と批判した。

「オール沖縄会議」の高

里鉢代共同代表は「沖縄の
生存権を否定する判決だ」と
声を震わせた。判決は「辺

野古新基地建設による基地
の巨大化・近代化とオスプ
レイ配備にお墨付きを与えるものだ」と痛烈に非難。
「あらためて基地をなくし
ていく歩みを始める決意を
しよう」と呼び掛けた。

赤嶺政賛衆院議員と伊波
洋一参院議員もあいさつし

た。月の「スピード判決」に、「きちんと審理せず、(早く工事を再開させたい)國の意向が反映されている」と批判した。

月の「スピード判決」に、「きちんと審理せず、(早く工事を再開させたい)國の意向が反映されている」と批判した。



「オール沖縄会議」主催の集会
で県側弁護団の解説に聞き入る
参加者ら(20日、東京・衆院第
1議員会館)

学者も最高裁批判

東京「行政法に無知」

県側敗訴を言い渡した「辺野古違法確認訴訟」の最高裁判決を受け、行政法学者でつくる辺野古支援研究会（代表・紙野健二名古屋大教授）が20日、東京・霞が関の司法記者クラブで会見した。学者らは「最高裁は行政法に無知」「審理を怠くしていない」と判決を批判した。

岡田正則早稲田大教授は「最高裁は仲井真弘多前知

事の承認処分だけに注目し、地方自治に基づく翁長雄志知事の判断を理解しながらかた」と指摘する。今後もたらすとし、「行政法に大きな混乱をもたらす」とし、「行政法に無知な判決だ。こんな司法

しか日本は持てないのか」と嘆いた。

月の「スピード判決」に、紙野教授は「高裁判決を維持する内容で、的確な判断をしていない」と不満げ。9月の高裁判決から約3カ月の「あらんと審理せず、（早く工事を再開させたい）国

と批判した。

「高江音楽祭」

きょう県庁前

建設問題へ関心喚起

東村高江周辺のヘリパッド建設問題に关心を持つてもらおう、「高江音楽祭@県庁前広場」が21日正午から午後の時(ごろ)まで、県庁前県民広場で開かれる。

七尾旅人さん、青葉中子さん、マルチーズロックさんが

出演する。入場無料。

主催者で高江に住むミュー
ージシャンの石原岳さんは
「運動のスタイルになじみ
がない人とも、音楽を楽し
む場を共有したい。声を上
げたり行動を起こしたらす
るきつかけがつくれれば」と話した。

◆自衛隊配備計画中止の請願

を継続審議 【石垣】石垣島への陸上自衛隊配備計画を巡り、石垣市議会総務財政委員会（平良秀之委員長）は16日、計画中止を求めて、配備予定地に近い開南公民館（砂川英泰館長）と川原地区有志の会（入口淳一代表）が提出した請願を継続審議とした。中山義隆市長が、予定地近隣4地区から意見聴取した上で判断するとの意向を示していよいよから、推移を観守ることで一致した。

◆首里で不発弾処理 マンシ

ヨン新築工事現場内で発見された米国製50式爆弾1発の不発弾処理作業が20日、那覇市首里糸川町であった。午前9時50分から、処理現場から半径166㍍が通行止めとなり、同11時57分に避難と交通規制が解除された。陸上自衛隊によると、不発弾は長さ約75㌢、直径約20㌢。約269世帯の約673人、事業所が避難対象となつた。

高江区 防衛局に抗議

オスプレイ配備撤回要求



オスプレイの墜落事故を受け、東村高江区（仲嶺久美子区長）の住民7人が20

日、沖縄防衛局を訪れ、中嶋浩一郎局長に同機の墜落配備の撤回を求めた。仲嶺

区長は「北部訓練場近くに住む住民は大変な衝撃を受けた。一層、騒音と墜落の不安を抱えての生活になる」「区民の不安解消と基地負担軽減のためには、オスプレイの配備撤回しかないと訴え、要請文を中嶋

局長に手渡した。

中嶋局長は「不安を与えてくることは重々承知している。米軍には住民への影響を極小化するよう求めたい」と述べた。オスプレイ配備撤回には言及がなかったという。面談後、仲嶺区長は「米軍に防衛局がしっかり申し入れて現状を変えてくれる」と願うしかないと話した。

(1面参照)

面談は冒頭のみ公開。仲嶺区長は防衛局のこれまで中嶋浩一郎局長（左）にオスプレイ配備撤回などを盛り込んだ要請文を手渡す仲嶺久美子区長

20日、沖縄防衛局

ヘリパッド撤去 城原区長ら要求

防衛局へ「あれは墜落」

【嘉手納】オスプレイの

墜落事故を受け、宜野座村

城原区の崎濱泰正区長ら区
民7人が20日、沖縄防衛局
を訪れ、オスプレイの即時
飛行中止と住宅地に近いヘ
リパッド（ファルコン）の
即時撤去を求めた。

崎濱区長らは「米軍は不
時着しているが、あれ
は墜落だ。懸念していたこ

とが起り、住民はおびえて
いる。ファルコンをぜひ撤
去してほしい」と訴えた。

「米軍の言いなりだ。日本
政府はもつと強く米軍に住
民の思いを投げ、安全を守
るべきだ」と批判した。

まだ、墜落の日後に飛行
再開された」とに対しても

「米軍の言いなりだ。日本
政府はもつと強く米軍に住
民の思いを投げ、安全を守
るべきだ」と批判した。

沖縄タイムス

朝・夕

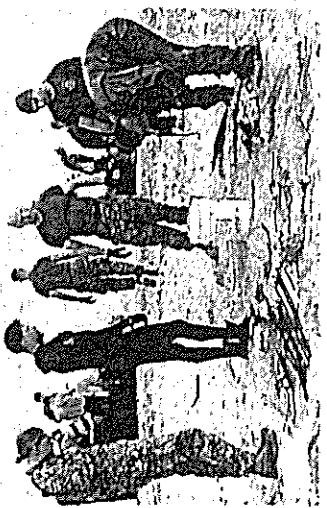
平成28年12月21日(火)28面掲載

オイルフェンス 米軍が一時外す

【名護】オプフレイが墜

落した名護市安部の海岸では20日、米軍関係者が海中に残された部品の回収を続けた。海中から引き上げたアンカーなどの部品が砂浜に運び込まれた。

墜落後、洋縄に残つていたローラー部分が午前11時までに回収。その際、機体を囲んでいたオイルフェンスの一部が取り外され、午後5時ころに元通りにする午まで開いた状態が続いた。午前8時すぎには民進党本部の沖縄研究会7人が墜落現場を視察。副会長の藤田幸久参院議員は「事故後の規制線設定の経緯に疑問が残る。政府がきちんと対応したのか、検証しないといけない」と述べた。



回収したオプフレイの部品を砂浜に並べる米兵 20日午後3時すぎ、名護市安部

20日ドキュメント

7時55分 民進党本部沖縄研究会の7人が、オスプレイが墜落した名護市安部の海岸を訪れ、機体の残骸などを視察

10時半 北部訓練場N1ゲート付近で、ヘリパッド建設に反対する市民約40人が集会で抗議の声を上げる

11時50分 北部訓練場N1ゲートで、マイクを持った女性たちが「安里屋ユンタ」の替え歌で、「基地は要らない命を守れ」「自然豊かな高江を守ろうよ」

13時40分 最高裁判決を前に、傍聴整理券の配布が始まり、約60人が列をつくる

14時42分 オスプレイ2機が安部の海上を北上

14時45分 安慶田光男副知事が、県庁に川田司沖縄担当大使、中嶋防衛局長を呼び、オスプレイ飛行再開に抗議

15時 最高裁第2小法廷が翁長雄志知事の上告を棄却。県側敗訴の福岡高裁那覇支部判決が確定

15時10分 法廷から出てきた男性が集会参加者に判決を報告。「本件上告を棄却する。以上です」

16時25分 菅義偉官房長官が定例会見。「国の主張が最高裁で全面的に受け入れられたと考えている」

16時50分ごろ 東村高江のヘリパッドN4地区周辺でオスプレイが離着陸と旋回を繰り返す。約20分間、2機がそれぞれ5回ほど

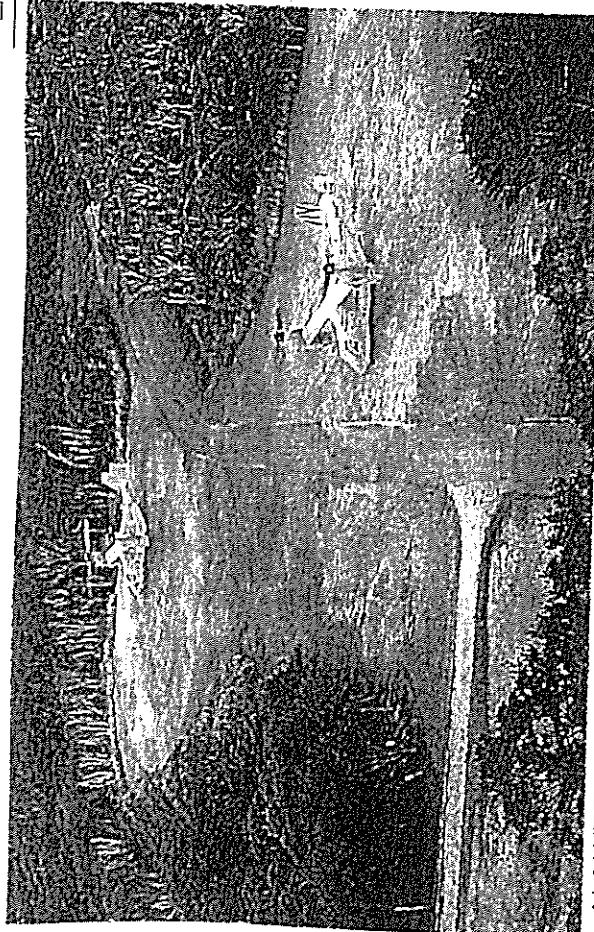
18時16分 普天間飛行場で、オスプレイ2機が離陸、うち1機だけ戻ってきてまたすぐに飛び立つ

19時 翁長知事が県庁内で記者会見。「深く失望し、憂慮する」と司法の判断を批判

オスプレイ高江で訓練

市民確認 2機離着陸繰り返す

【東】飛行再開したオスプレイが20日、2015年5月に完成した東村高江のべりバジン4地区周辺で離着陸を繰り返すのが確認された。市民によると午後4時50分ごろから約20分間、2機がそれぞれ1回ほど離着陸と旋回を繰り返したという。



N4地区周辺に着陸したオスプレイ=20日午後5時すぎ、東村高江(梶島瞬さん提供)

判決17秒 韶く怒号

【東京】「本件上告を棄却する」厳粛な空気が張り詰めた最高裁第2小法廷。傍聴人が見守る中、鬼丸かおる裁判長の判决言に渡しは、上告棄却と「上告棄却は上告人の負担とする」の一言を讀みだけの、わずか17秒で終わった。傍聴席からは「認められない」「最低裁だ」と怒鳴が飛び、退庭する4人の裁判官にも「良心はないのか」と怒りが向けられた。

高裁判決の時と同じく、開廷時間はわずか数分。当時は棄却理由の説明を求める傍聴人が退庭を拒否し、約1時間半も最高裁側ともめる一幕もあった。今回、傍聴人は職員に促されて退出し混乱はなかつたが、傍聴席には20年前と同様、司法への不信感、三権分立への疑念が渦巻いた。

「良心のかしやくはないのか」と、裁判官に叫んだ北中城出身の外間勉さん(70)。東京都では20年前も我慢ならず、大法廷に残つて抗議した一人。「沖縄はこれまで散々な目に遭わされてきた上

に、最高裁もこのひどい仕打ち。20年前に輪を掛けてひどい状況になつていて」と怒った。

この日、46席の一般傍聴席を求めて60人以上が最高裁前に並んだが、700人以上が集まつた前回に比べて少なかつた。外間さんは「県外の人にとって、沖縄はどんどん人ごとになつて、だから政府も沖縄への強権を強める。時代の流れだろうが、ひどい時代になつていく」と悔しさを感じました。

市民「良心ないのか」

「最低裁」の声も



政府追認 司法を批判

代理署名訴訟の最高裁傍聴

島袋善祐さん(80)

「状況20年前より悪い」

(80)は20年前、県の訴えが退けられた代理署名訴訟の最高裁大法廷内で「人の痛みを知る判決」と書いたスケッチブックを掲げた。20日の違法確認訴訟判決も県側の上告棄却。判決を沖縄市の自宅で聞いた島袋さんは、「20年前と同じ、県民のことを考えていない判断だ」と司法を批判した。

島袋さんは代理署名訴訟で、県側が証人として採用を

20年前の最高裁大法廷で掲げたメッセージ「人の痛みを知る判決」を持ち、「当時より状況は悪くなっている」と語る島袋善祐さんは20日、沖

求めたが認められなかつた1人だ。20年前の最高裁では705人が傍聴券を求めた。島袋さんは抽選から漏れだが、面識のない女性から傍聴券を譲られ、沖縄から持参したスケッチブックを手に傍聴席に座つた。

開廷前の報道陣による代表撮影の時、退場させられないように無言でスケッチブックを掲げ、裁判長に最後の訴え。走つてきた裁判所職員にすぐ没収され、判決はわずか15秒。思ひは戻くことなく、あ

が、辺野古新基地の阻止に向けた闘いは続く。「今諦めれば、子どもたちの未来のためにならない悪いのは悪いとこれからも声を上げ続ける」と力を込めた。

(社会部・浦崎直)

つけなく終わった。

今、「状況は20年前よりも悪くなっている」と指摘する。

違法確認訴訟では、代理署名訴訟では認められた知事の意見陳述もなく、司法は政府の主張を全面的に追認した。復帰しても、教科書で学んだ三権分立も人権もなかつた。今回最高裁にはそもそも期待していなかつた」と語る。

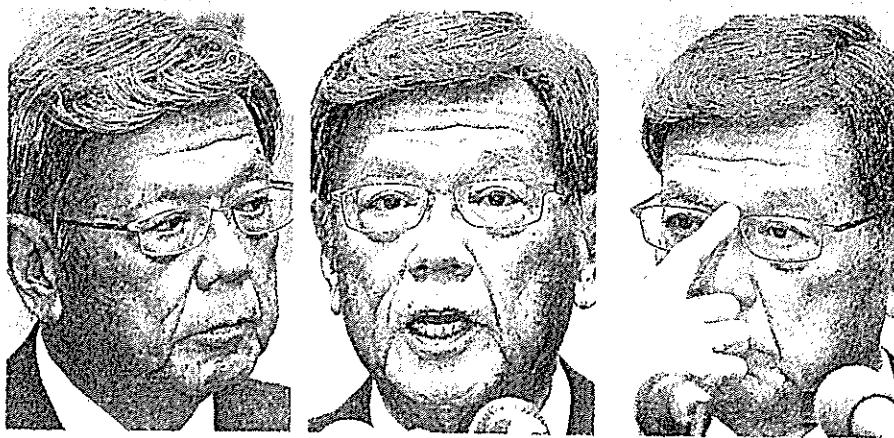
違法確認訴訟は終わったが、辺野古新基地の阻止に向けた闘いは続く。「今諦めれば、子どもたちの未来のためにならない悪いのは悪いとこれからも声を上げ続ける」と力を込めた。

沖縄タイムス

朝・夕

平成28年12月21日(火)6面掲載

募る裏腹問う決意



辺野古訴訟で最高裁判決

「……」いつ形で年末を迎えるのは残念だ。最高裁判決に加え、1週間前に相次いで起きたオスプレイ墜落や胴体返還式典など、難題が重なる年の瀬を嘆いた。3年前、辺笑つた仲井真弘多前知事とは対照的な師走の会見となつた。

「法の番人として充実して
三種類の監査二二の回折を相

を承認した。
北朝鮮領地の返還式典は、
如っては「いかにいかづかみ
形で返されるかを米国、日
本国に」「いかにいかづかみ
形で返されるかを米国、日

1
國
參
政
事

「法の裁人として充実」した審理を経た上の判断を期待したが、あたかも前章裏付の埋立てで承認が全てであるかのような判断を示し、問題点の多く高裁判決を認めた。深く失望して、「憲法としている」と批判。異民族に対する差別や民意を無視する政府を過認した最高裁に対し、「民主主義の問題として根柢を残す」。わざわざに下唇をかみ、悔しがり泣きじ話せた。

抗議するのを認めたので、眞理子は喜んで22日のオスマントレイルにて、会への対応を見られた。

「一つの凶切りがついた」と顔を上げた。「私も出席して庶民の心が大きくなりになれるよう、資する」と考へていて、「一つ切れを切る」。吹き切れたような表情で初めて参加

辺野古適法確認訴訟の上告審で
原側敗訴が確定し、余見で「深
く失望し憂慮している」と語る
翁長雄志知事。淡淡とした表情
は最後まで崩さなかった(20日)
午後7時すぎ 横浜

譯士が「判決は、都道府県知事の権限を非常に広く認めた。今後、知事が権限を行使した場合、國はその判断を尊重しなければならぬ」ということ」と説明する。と、知事は口を横で真一文字に詰び、正面を見つめたままで何度もうなづいた。

本園民を見てもひいたい」と、農業職員の欠席を明言。

沖縄タイムス 朝・夕
平成28年12月21日(火)29面掲載

沖縄とともに闘う

最高裁前 150人が抗議の拳

「口頭弁論なしの判決の言い渡しを許さない」「沖縄民とともに最後まで闘う」。気温13度の寒空の下、最高裁前には150人（主催者発表）が集まり、怒りの聲を突き上げた。

午後2時57分、19の6年代理署名訴訟の際に、最高裁前の集会に参加したところ田上向さん（72）が「最高裁はおひむな會議を行つべきだ」と確認し、「よい」と参加者に呼び掛け、集会がスタート。20年前の判決も全文読み上げて終わり、怒った傍聴人が席を立たずには渾乱したことを説明し、「おそらく今回は判決全文読み上げるだけ。30分以上かかるのでは」と期待を寄せた。

そう話していたさなか、最高裁から果然とした表情で出てきた男性がマイクを握った。「本件上告を棄却する。以上です」。集会開始からわずか13分後。「裁

判官は何も言つませんでした」と報告する。参加者には「え」「何で」などの声が広がった。

平和フォーラム代表の藤本泰成さん（61）＝神奈川県

＝は「がっかりした。地方

自治について裁判官が何か言うと思っていたが」と落胆の表情。「国でいろいろ決めている人たちは、オスプレイが飛ぶ下で生活してほしい。何も知らない人たちが物事を決めているのはおかしい」と批判した。

本部町出身の青木初子さん（69）＝東京都＝も「ふざけている」と憤りが取れない様子。後に「しんどい闘いになるとと思うが、負けられない。团结して頑張らな」と、翁長

田博光さん（72）も「結果は見え見えだったが、裁判所も政府と一体になって沖縄を追い込んでいることが明らかになつた。沖縄のこと

は沖縄が決められるよう、

微力でも協力を続けたい」と粘り強い支援を誓つた。



最高裁前で「不当判決」と怒りの聲を吐き上げる人たち=20日午後の沖縄

大阪でも集会 「認められない」

【大阪】沖縄の基地問題

に取り組む関西の18団体で

ら)は20日、JR大阪駅前

で違法確認訴訟の最高裁判決を彈劾する緊急抗議行動

を展開した。約100人が

参加。「最高裁は最低裁だ

「オペレーターは直ちに撤去

組織する「Stop!辺野古新基地建設一大阪アクション」(西浜橋和共同代表)

せよ」「安倍政権は沖縄差別をやめよ」などと旗を上げた。

西浜共同代表は「高裁判決を追認した不当なものであり、認めることはできない。司法の独立は死んだと言つても過言ではない」などと指摘。「判決は、沖縄は今後も本土の捨て石としてあり続けようとするものだ」と批判した。

米国のいりなり■ハリスは日本か

抗議の現場 司法批判

連法確認訴訟の最高裁
判決で県側敗訴が確定し
た20日、名護市辺野古や
糸村高江で抗議の声を上
げる市民、普天間飛行場を
抱える宜野湾市民は、民

連法の逐条を一斉に批判
した。

辺野古
判決が出てから後の一時。名

連市辺野古海港近くの
「浜のテント」ではいつも
と変わらない穏やかな空氣
が流れている。判決をネット
トニュースで知ったヘリ喜
地反対協の次長高橋国代

は「予想通りじはげ
だね」と歎き止める。最高裁に対し
「米国の大だ。情けない」と語った。

2004年からトマホークに

連じ続かる口口洋子さん
(76)は「司法が権力の暴
走を止めるどうかが担当
している。裁判官は判決の
靈れい一生物真に続ける。
後悔かぬ」と語った。

高江

「運動が終焉するといひな
い」。糸村高江周辺のく
リパッジ建設に反対する市
民らは2月1日午前、午
後の集会中、県側敗訴を知
つた。那覇市の寺崎喜一郎
さん(72)は、高江に連れて
きての年田。『結果は寂し
い』とつぶやき、「運動」
は続く。聞こえてくるのが
「の方を込めた」。

反対の姿勢が強い裏で「
と嘆いた。アーヴィングの上
地信乃さん(43)は「裁判所
は法の尊人のさすなのに」
と落胆した様子。「本当に
これは日本人のかと錯覚
する。友人にも関心を持つ
つてもいいと思うよう、現場
的で語ってもらいたい、ど
うすれば沖縄の訴えが通じ
るのか。今後は手紙を送ん
でいるれないのだろうか」と
語った。

辺野古

は「予想通りじはげ
だね」と歎き止める。最高裁が
決は「法は國家」が名ばかり
りだと叫び出したようなも
のだ」と嘆いた。

「連田君や威羽など平和
的で語ってもらいたい、ど
うすれば沖縄の訴えが通じ
るのか。今後は手紙を送ん
でいるれないのだろうか」と
語った。

一

「やつぱりの御民衆なんだ
とかね」と話した名護市の
間瀬恵さん(63)は「失望
感はあるが、県は新基地

前田、ヤハブレイの飛行
場が再開されたばかりの普天
間飛行場。20日は4機の離
陸が確認された。飛行場近
くに住む四斗町裕介さん(80)

國の欺瞞徹底追及を

新崎盛暉さん

沖縄大学名誉教授



て承認を「適正かつ合理的」とする論拠の一つに挙げている。しかし主張の欺瞞を徹底的に暴露しなければならない。

ここではつきりさせておべきは、面積の縮小が即「負担軽減」ではない、ということである。これはSACO合意以来、私が繰り返し主張してきた。

最高裁判決も、草天間飛行場が4・8平方キロメートルであるのに対し辺野古新基地は2平方キロメートルで埋め立て面積は約1・6平方キロメートルから前知事の埋め立

新基地には、普天間には

限の活用が可能になる」と

強調していることからも明

らかである。

法廷闘争は、現地闘争から行政手段を駆使した知事の行動までを含む民意貫徹の闘いの多く一部にすぎない。私たちは正確な事實認識を踏まえ、創意工夫を凝らした多様な闘いによって、内外の世論を喚起していく必要があるだろう。

(談)

沖縄タイムス

朝夕

平成28年12月2日(火)29面掲載

山城議長ら2人起訴

辺野古 威力業務妨害罪で

1月、名護市辺野古の新基地建設を阻止しようと、米軍キャンプ・シュワブのゲート前にコンクリートブロック1486個を積み上げたなどとして、那覇地検は20日、威力業務妨害の罪で沖縄平和運動センターの山城博治議長(64)ら2人を起訴した。

地検は山城議長と同時に逮捕された男性3人のうち

ち、宜野座村の男性(66)を同罪で起訴したが、残り2人は起訴猶予とし同日、釈放された。山城議長は先月、まで「自殺予防」を理由に認めておらず、改善を求める声が上がっていた。

東村高江でのヘリパッド建設抗議行動中、公務執行妨害と傷害、器物損壊の罪でも起訴されている。

長いものから短いものまで3種類を示して交渉し、短いものだけが認められた。「山城さんは大病を患つたばかりで足元の冷えが心配だつた。大きな勝利だと思う」と喜んだ。

一方、政府は同日、全国の警察署の留置場や拘置所で靴下の差し入れを拒否した事例は名護署以外に「把握していない」との答弁書を閣議決定した。衣類の差し入れに関する全国的な通達はないという。照屋寛徳衆院議員(社民)の質問主意書に答えた。

靴下の差し入れ実現

勾留中の山城議長へ県警認める

沖縄タイムス

朝夕

平成28年12月27日(水)29面掲載